

大磯町監査公表第 20 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 19 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類 定期監査

2. 監査の対象部課等 消防本部 消防総務課・消防署

3. 監査の範囲及び事務 平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された令和元年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間 令和2年1月8日から令和2年2月7日まで

5. 監査の方法及び監査項目 平成31年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。 なお、監査に際しては、監査対象課である消防総務課及び消防署より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要 火災予防の計画、消防用設備等の指導及び検査、火災その他の災害出動、救急救助活動、水難救助活動、消防団員の任免、消防団施設の維持管理、消防職員の管理及び消防庁舎の維持管理等を行っている。

7. 監査の結果 令和元年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(意見)

- ・予算額不足による工事請負費の未執行がありました。予算要求は、内容を精査・確認し、計上するよう留意されたい。